

情報提供日	平成30年(2018年)5月7日
問い合わせ先	明石市都市局都市整備室都市総務課(森本)
	078-918-5037(ダイヤルイン) 内線2724

報道機関の皆様へ

東播都市計画用途地域等の変更について可決 明石市都市計画審議会

明石市都市計画審議会(会長:安田丑作(神戸大学名誉教授)、出席委員数:16名)が、5月7日(月)午前10時00分から議会棟大会議室で開かれ、下記のとおり東播都市計画用途地域等の変更について可決しました。

1 可決された案件

①案件名:東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕

概要:土地利用の現況及び動向並びに都市施設の整備の進捗及び今後のまちづくりの方針を踏まえ、より合理的な土地利用の推進と住環境の保全を図るため、用途地域を変更するものです。

②案件名:東播都市計画特別用途地区の変更〔明石市決定〕

概要:本市においては都市計画法により規制された以外の地域のうち、大規模集客施設による都市構造や都市基盤に与える影響が大きい地区について、その立地を規制するため、改正都市計画法の趣旨にあわせ都市計画特別用途地区(大規模集客施設規制地区)を定めています。

このたび用途地域の見直しに伴い、用途地域による規制との調和を図るため、特別用途地区を変更するものです。

③案件名:東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕

概要:用途地域の見直しに伴い、変更する用途地域を補完し市街地の良好な居住環境の維持保全を図るため、高度地区を変更するものです。

④案件名:東播都市計画再開発地区計画(大久保駅南地区再開発地区計画)の変更〔明石市決定〕

概要:日本たばこ産業株式会社特機事業部の工場閉鎖に伴い、工場跡地に良質な住宅と市民の利便に資する公共公益施設を配置し、複合的な土地利用を図るため、用途地域の変更にあわせ、地区計画を変更するものです。

2 今後の手続き

①～④について、5月中を目途に都市計画変更・告示を行う予定です。